

平成30年余市町議会第4回定例会会議録（第4号）

開 議 午前10時00分

閉 会 午前11時01分

○招 集 年 月 日 余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫
平成30年12月13日（木曜日）

○招 集 の 場 所
余市町議事堂

○開 議
平成30年12月18日（火曜日）午前10時

○出 席 議 員 （17名）
余市町議会副議長 11番 白 川 栄美子
余市町議会議員 1番 野 呂 栄 二
" 2番 吉 田 豊
" 3番 辻 井 潤
" 4番 岸 本 好 且
" 5番 土 屋 美奈子
" 7番 近 藤 徹 哉
" 8番 吉 田 浩 一
" 9番 佐 藤 一 夫
" 10番 野 崎 奎 一
" 12番 庄 巖 龍
" 13番 安 久 莊一郎
" 14番 大 物 翔
" 15番 中 谷 栄 利
" 16番 藤 野 博 三
" 17番 茅 根 英 昭
" 18番 溝 口 賢 誇

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 細 山 俊 樹
総 務 部 長 前 坂 伸 也
総 務 課 長 須 貝 達 哉
企 画 政 策 課 長 笹 山 浩 一
地 域 協 働 推 進 課 長 小 黒 雅 文
財 政 課 長 高 橋 伸 明
税 務 課 長 紺 谷 友 之
民 生 部 長 須 藤 明 彦
町 民 福 祉 課 長 上 村 友 成
高 齢 者 福 祉 課 長 増 田 豊 実
保 健 課 長 羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長 秋 元 直 人
経 済 部 長 久 保 宏
農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長 阿 部 弘 亨
建 設 水 道 部 長 亀 尾 次 雄
建 設 課 長 篠 原 道 憲
まちづくり計画課長 千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長 庄 木 淳 一
水 道 課 長 渡 辺 郁 尚
会計管理者（併）会計課長 山 本 金 五
農業委員会事務局長 中 村 利 美
教育委員会教育長 佐々木 隆
教 育 部 長 小 俣 芳 則
学 校 教 育 課 長 古 山 尚 志

○欠 席 議 員 （1名）

社会教育課長 奈良 論
選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長 中 島 豊

○事務局職員出席者

事務局 長 杉本 雅純
議事係 長 枝村 潤
書 記 細川 雄哉

○議事日程

- 第 1 議案第 7号 余市町営土地改良事業経費等の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 2 議案第 8号 公有水面埋立てについて
- 第 3 議案第 9号 指定管理者の指定について
- 第 4 議案第10号 指定管理者の指定について
- 第 5 議案第11号 指定管理者の指定について
- 第 6 議案第12号 指定管理者の指定について
- 第 7 議案第15号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第10 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第11 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第12 意見案第1号 無戸籍問題の解消を求める要望意見書
- 第13 意見案第2号 認知症を防止する対

策の推進を求める要望意見書

- 第14 意見案第3号 難病医療費助成制度の改善を求める要望意見書
- 第15 意見案第4号 後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを求める要望意見書
- 第16 意見案第5号 消費税10%への増税中止を求める要望意見書
- 第17 意見案第6号 国民健康保険の抜本的改革を求める要望意見書
- 第18 意見案第7号 沖縄県民の民意も法も無視した、辺野古埋め立ての中止を求める要望意見書
- 第19 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前10時00分

○副議長(白川栄美子君) ただいまから平成30年余市町議会第4回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○副議長(白川栄美子君) 昨日議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○16番(藤野博三君) 昨日委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員6名の出席のもと、さらに説明員として細山副町長、前坂総務部長、須貝総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、議案1件、諮問4件、意見案7件、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第7、議案第15号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてないし日程第11、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの4件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、意見案第1号 無戸籍問題の解消を求める要望意見書ないし日程第18、意見案第7号 沖縄県民の民意も法も無視した、辺野古埋め立ての中止を求める要望意見書、以上意見案7件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号及び意見案第2号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第19、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○副議長（白川栄美子君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、議案1件、諮問4件、意見案7件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案1件、諮問4件、意見案7件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に

追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○副議長（白川栄美子君） 日程第1、議案第7号 余市町営土地改良事業経費等の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（濱川龍一君） ただいま上程されました議案第7号 余市町営土地改良事業経費等の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町営土地改良事業経費等の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）が平成30年6月8日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、当該条例における引用条項に移動が生じることから、所要の改正を行おうとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第7号 余市町営土地改良事業経費等の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町営土地改良事業経費等の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町営土地改良事業経費等の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例。

余市町営土地改良事業経費等の賦課徴収に関する条例（昭和43年余市町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項から第7項まで」を「第5項から第8項まで」に、「第36条の2第1項」を「第

36条の3第1項」に改める。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（白川栄美子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 余市町営土地改良事業経費等の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○副議長（白川栄美子君） 日程第2、議案第8号 公有水面埋立てについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（濱川龍一君） ただいま上程されました議案第8号 公有水面埋立てにつきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます公有水面埋立てについてにつきましては、余市漁港出足平地区の岸壁、船揚げ場等の老朽化が進んでいることから、漁港管理者であります北海道が水産物供給基盤機能保全事業を活用し、漁港の整備を実施するものであります。その整備に当たって公有水面を埋め立てようとするものでございます。この埋め立てに当たりまして公有水面埋立法第3条第1項の規定により、北海道知事から余市町長の意見を求められましたので、異議ない旨答申いたしたく、同法第3条第4項の規定により議会の議決をいたしたく、ご提案申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 公有水面埋立てについて。

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により北海道知事から次のように公有水面埋立てに関し意見を求められたので、異議ない旨答申することについて、同条第4項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、出願人、名称、北海道、住所、札幌市中央区北3条西6丁目、代表者、北海道知事、高橋はるみ。

2、埋立区域、位置、余市郡余市町白岩町63番4地先の公有水面、面積20.78平方メートル。

3、埋立地の用途、漁港施設用地。

4、埋立に関する工事の施行に要する期間、埋立に関する工事に着手した日から4年。

以上、議案第8号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして余市漁港出足平地区の平面図を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（白川栄美子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 公有水面埋立てについては、原案のとおり可決されました。

○副議長（白川栄美子君） 日程第3、議案第9号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（篠原道憲君） ただいま上程されました議案第9号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

黒川町営駐車場及び黒川第2町営駐車場につきましては、民間の能力を活用することにより、より町民サービスの向上と効率的な施設の管理運営

を図るため、平成19年度より指定管理者制度を導入いたしております。当該施設につきましては、平成30年度末をもちまして平成28年度からの3年間の指定期間が満了することとなり、再度指定管理者制度による管理運営を行うため新たに指定管理者を公募いたしましたところ1団体より申請があり、このたび指定管理者を選定したところでございます。つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき指定管理者の指定について議会の議決を賜りたく、ご提案を申し上げます。

それでは、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第9号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成30年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、施設の名称、黒川町営駐車場・黒川第2町営駐車場。

2、指定管理者となる団体の名称、株式会社古垣建設。

3、指定の期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。

以上、議案第9号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（白川栄美子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） この指定管理されている、これからもまたしていこうとする駐車場なのですけれども、たしかここ月決め駐車場の月に月間利用という形でお貸ししているスペースもあったと思うのですけれども、以前はここは通常の使うときに入ってきて駐車するフリーパーキングの場所

と、そういう月決めにやっている部分との比重というのはどのぐらいになっていたのかなど。また、それに対する利用者からの要望というのが何かあって、それはちゃんとこの新たな業者に引き継がれていくことになるのかなど、その辺確認したいのですけれども。

○建設課長（篠原道憲君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

ただいま定期駐車券のご質問でございましたけれども、駐車につきましては通常の駐車のほかに定期券での駐車券の駐車も可能となっておりまして、おおむね2つの駐車場で50件程度の利用があるところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○14番（大物 翔君） どうしてこれを聞いたかという話なのですけれども、昨日の一般質問の際に秋口に我々もアンケートをとったのだという話をしたかと思うのですけれども、実はその中に駅まで自家用車で来て、車をとめて、電車に乗って通勤をしたいのだけれども、とめられる場所がないという趣旨のコメントが寄せられていたのです。とはいっても駐車場はちゃんとあると。だから、ひょっとしたら無料でとめられる場所がないという意味でその方は言っていたのかもしれないのですけれども、定期券発行型の駐車場があるということが意外と知られていない可能性もあるのかなというふうに思ったものですから、その辺伝えていくことで、駐車場というよりも鉄道のほうにもかかわってくるのですけれども、利用率の改善とかという形に役立てていく。そうやってこういうサービスあるのだよということをお伝えしていくのも、またこの駐車場の利活用をよりよくしていく上での一つの方策になっていくのではないかなというふうに思ったものですから伺ったのですけれども、そのあたりいかがでしょう。

○建設課長（篠原道憲君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁いたします。

この駐車場につきましては、町内での買い物だとか通院、そういった利用のほかに最寄りにJRの駅、あるいは都市間のバス停もございますことから、自宅から自家用車で駐車場に行き、そこに駐車をさせていただいて、公共交通機関を利用して札幌圏内に向かうと、そういうご利用も想定されるところでございます。そういった中におきましては、PRも含めまして指定管理者とも協議しながら、そういった部分の周知も含めて検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（白川栄美子君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○副議長（白川栄美子君） 日程第4、議案第10号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（篠原道憲君） ただいま上程されました議案第10号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

余市あゆ場公園パークゴルフ場等につきましては、民間の能力を活用することにより、より町民サービスの向上と効率的な施設の管理運営を図るため、平成19年度より指定管理者制度を導入いたしております。当該施設につきましては、平成30年度末をもちまして平成28年度からの3年間の指定期間が満了することとなり、再度指定管理者制度による管理運営を行うため新たに指定管理者を公募いたしましたところ1団体より申請があり、このたび指定管理者を選定したところでございます。つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき指定管理者の指定について議会の議決を賜りたく、ご提案を申し上げる次第でございます。

それでは、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第10号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成30年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、施設の名称、余市あゆ場公園（パークゴルフ場等）。

2、指定管理者となる団体の名称、株式会社東洋実業。

3、指定の期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。

以上、議案第10号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（白川栄美子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○副議長（白川栄美子君） 日程第5、議案第11号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（須貝達哉君） ただいま上程されました議案第11号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

余市町総合体育館及び運動公園有料公園施設につきましては、民間の能力を活用することにより、より町民サービスの向上と効率的な施設の管理運営を図るため、平成22年度より指定管理者制度を導入いたしております。当該施設につきましては、平成30年度末をもちまして平成28年度からの3年間の指定期間が満了することとなり、再度指定管理者制度による管理運営を行うため新たに指定管

理者を公募いたしましたところ2団体より申請があり、このたび指定管理者を選定したところでございます。つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき指定管理者の指定について議会の議決を賜りたく、ご提案を申し上げる次第でございます。

それでは、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第11号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成30年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、施設の名称、余市町総合体育館及び余市運動公園有料公園施設。

2、指定管理者となる団体の名称、株式会社東洋実業。

3、指定の期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。

以上、議案第11号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（白川栄美子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○8番（吉田浩一君） 今2団体から応募があったという説明がありましたけれども、こちらのほうの要するに東洋実業さんのほうを選んだというその理由は何だったのか。また、もう一社があったということであれば、そちらのほうの団体の名前を言えるのであれば、それもお願いしたいなと思います。

○総務課長（須貝達哉君） 8番、吉田議員からのご質問にお答えを申し上げたいと思います。指定管理者選定の件でございますので、私のほうからご答弁を差し上げたいと存じます。

まず、選ばれなかったほうの団体の名称でございますけれども、これにつきましては公表してございませんので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

さらに、選ばれた団体の理由でございますけれども、選定委員会の委員のほうでそれぞれの点数をつけてございまして、その点数によって判断をしたということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○16番（藤野博三君） ちょっと確認したいのですが、今総務課長が答弁も提案理由の説明も読まれたのだけれども、所管というのはこれは教育委員会ではないですか。その辺は、なぜ総務部というか、総務課でこれをされたのか。また、指定管理者が全部そうであれば、他の施設も同じように総務課で提案理由説明するべきだと思うのだけれども、その辺は説明をお願いいたします。

○総務課長（須貝達哉君） 今回の議案につきましては、あくまでも町側の提案ということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。教育委員会サイドで議案の提案ということはないかというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと存じます。

○16番（藤野博三君） そうだとすれば、第三者機関って別機関ですよ。所管しているのは、現実に募集しているのも教育委員会ですよ。総務課の名前で募集しているのですか。その辺はどうかのですか。

○総務課長（須貝達哉君） 16番、藤野議員からの再度のご質問でございますけれども、これまでも町側からの議案というものにつきましては、教育委員会に関連する部分につきましては総務課サイドでご提案をさせていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○副議長（白川栄美子君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○副議長(白川栄美子君) 日程第6、議案第12号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長(須貝達哉君) ただいま上程されました議案第12号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

余市町温水プールにつきましては、民間の能力を活用することにより、より町民サービスの向上と効率的な施設の管理運営を図るため、平成19年度より指定管理者制度を導入いたしております。当該施設につきましては、平成30年度末をもちまして平成28年度からの3年間の指定期間が満了することとなり、再度指定管理者制度による管理運営を行うため新たに指定管理者を公募いたしましたところ1団体より申請があり、このたび指定管理者を選定したところでございます。つきまして

は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき指定管理者の指定について議会の議決を賜りたく、ご提案申し上げる次第でございます。

それでは、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第12号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成30年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、施設の名称、余市町温水プール。

2、指定管理者となる団体の名称、特定非営利活動法人余市水泳協会。

3、指定の期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。

以上、議案第12号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○副議長(白川栄美子君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○副議長(白川栄美子君) 日程第7、議案第15号

余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(齊藤啓輔君) ただいま上程になりました議案第15号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本町教育委員会委員でございます清水義信氏の任期が平成31年2月22日をもって満了となりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本定例会に任命同意のご提案を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項には、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという規定になってございます。このたび余市郡余市町大川町5丁目63番地、清水義信氏を余市町教育委員会委員として再度ご同意賜りたくご提案申し上げます。

清水義信氏の公職歴等を申し上げます。本籍、現住所とも北海道余市郡余市町大川町5丁目63番地、生年月日は昭和29年5月25日生まれでございます。職歴としては、昭和54年6月から家業であります清水燃料店に従事し、平成6年6月から有有限会社清水燃料代表取締役として現在に至っております。公職歴といたしましては、平成4年1月から平成4年12月まで余市青年会議所理事長、平成10年4月から平成11年3月まで余市町立大川小

学校PTA会長及び余市町PTA連合会長、平成10年5月から平成11年2月まで余市町社会教育委員、平成10年5月から平成11年2月まで余市町中央公民館運営審議委員会委員、平成11年2月23日に余市町教育委員会委員に就任され、平成17年11月16日から余市町教育委員会委員長職務代理者として、平成23年11月16日から平成28年11月15日まで余市町教育委員会委員長、その後引き続き余市町教育委員会委員として現在に至っている方でございます。この間平成19年7月から平成20年6月まで余市ロータリークラブの会長、平成25年11月1日から余市商工会議所副会頭も担われてございます。

以上、公職歴等を申し上げますが、余市町教育委員会委員として最も適任であると判断し、ご同意賜りたく、ここにご提案申し上げます。

それでは、お手元に配付してございます議案を朗読申し上げます。

議案第15号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町教育委員会委員に次の者を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求め

る。

平成30年12月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町大川町5丁目63番地。氏名、清水義信。生年月日、昭和29年5月25日生まれ。

以上、議案第15号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○副議長(白川栄美子君) 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

○副議長(白川栄美子君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第8、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第9、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第10、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第11、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての以上4件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第8ないし日程第11を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(齊藤啓輔君) ただいま一括上程されました諮問第1号ないし諮問第4号 人権擁護委員

の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員としてご活躍いただいております6人の人権擁護委員のうち、安田亘氏、澤野宗一氏、芳賀よう子氏及び山本茂雄氏が平成31年3月31日をもって任期満了となるところであり、このたび札幌法務局長から候補者の推薦についてご依頼がありましたので、候補者のご同意を賜りたく、ご提案申し上げる次第でございます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項に、市町村長は法務大臣に対し当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会、その他婦人、労働者、青年等の団体であって、直接、間接に人権の擁護を目的とし、またはこれを支持する団体の構成員から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされており、今回議員各位のお手元に配付してございます余市郡余市町梅川町840番地2、澤野宗一氏、余市郡余市町大川町8丁目5番地、芳賀よう子氏、余市郡余市町富沢町10丁目27番地1、山本茂雄氏、余市郡余市町大川町14丁目24番地14、宮井真由氏を人権擁護委員としてそれぞれご推薦申し上げます。

それでは、4名の方の職歴等につきましてご説明申し上げます。最初に、澤野宗一氏は、昭和63年6月から現在に至るまで宗教法人乗念寺代表役員に就任されており、平成11年12月から現在に至るまで余市町文化財専門委員会委員に就任いたしております。人権擁護委員としては、平成19年4月から現在に至るまで人権擁護委員に、現在4期目ではありますが、就任いたしてございます。

次に、芳賀よう子氏は、昭和51年4月から平成12年3月まで道内小中学校に勤務、平成20年1月から平成20年3月まで仁木町立仁木小学校に臨時

採用にて勤務、平成20年7月から平成24年3月まで特別支援教育支援員として余市町立沢町小学校に勤務、平成24年4月から学習支援員として余市町立沢町小学校に勤務し、現在に至っております。人権擁護委員としては、平成25年1月から現在に至るまで人権擁護委員に、現在2期目でございますが、就任してございます。

次に、山本茂雄氏は、昭和58年4月から有限会社丸山山本商店に勤務し、平成9年9月から現在に至るまで同社代表取締役役に就任されております。平成9年2月から平成17年1月まで余市町心身に遅れをもつ子と共に歩む会代表に就任されており、平成23年5月から現在に至るまで特定非営利活動法人樹の杜の代表理事に就任いたしております。平成30年4月から現在に至るまで余市水産加工協同組合副組合長理事に就任いたしております。人権擁護委員としては、平成28年4月から現在に至るまで人権擁護委員に、現在1期目でございますが、就任いたしております。

次に、宮井真由氏は、平成11年4月から平成19年3月まで道内小学校に勤務、平成26年から現在に至るまでスクールカウンセラーとして小樽市、古平町などの各小中学校等に勤務されております。

以上が4名の方の職歴等でございます。本町といたしましては、人権擁護委員として澤野宗一氏、芳賀よう子氏、山本茂雄氏、宮井真由氏が最も適任であると判断し、ここにご提案申し上げる次第でございます。

なお、任期は平成31年4月から3年でございます。

それでは、議案を朗読いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員に推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成30年12月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町梅川町840番地2。氏名、澤野宗一。生年月日、昭和31年12月10日生まれ。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員に推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成30年12月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町大川町8丁目5番地。氏名、芳賀よう子。生年月日、昭和28年12月7日生まれ。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員に推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成30年12月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町富沢町10丁目27番地1。氏名、山本茂雄。生年月日、昭和36年1月23日生まれ。

諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員に推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成30年12月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町大川町14丁目24番地14。氏名、宮井真由。生年月日、昭和43年3月8日生まれ。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、ご審議の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（白川栄美子君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の諮問4件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、諮問第1号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可と答申することに決しました。

次に、諮問第2号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより諮問第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につ

き意見を求めることについては、原案のとおり可と答申することに決しました。

次に、諮問第3号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより諮問第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可と答申することに決しました。

次に、諮問第4号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより諮問第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可と答申することに決しました。

○副議長（白川栄美子君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第12、意見案第1号 無戸籍問題の解消を求める要望意見書、日程第13、意見案第2号 認知症を防止する対策の推進を求める要望意見書の以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第12及び日程第13を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号及び意見案第2号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 無戸籍問題の解消を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 認知症を防止する対策

の推進を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○副議長（白川栄美子君） 日程第14、意見案第3号 難病医療費助成制度の改善を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、意見案第3号 難病医療費助成制度の改善を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○副議長（白川栄美子君） 日程第15、意見案第4号 後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、意見案第4号 後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○副議長（白川栄美子君） 日程第16、意見案第5号 消費税10%への増税中止を求める要望意見

書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、意見案第5号 消費税10%への増税中止を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○副議長（白川栄美子君） 日程第17、意見案第6号 国民健康保険の抜本的改革を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第6号 国民健康保険の抜本的改革を求める要望意見書は、否決されました。

○副議長(白川栄美子君) 日程第18、意見案第7号 沖縄県民の民意も法も無視した、辺野古埋め立ての中止を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第7号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第7号 沖縄県民の民意も法も無視した、辺野古埋め立ての中止を求める要望意見書は、否決されました。

○副議長(白川栄美子君) 日程第19、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の
継続審査調査に付することに決しました。

○副議長（白川栄美子君） 以上で本日の日程は
全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって平成30年余市町議会第4回定例会
を閉会いたします。

閉 会 午前11時01分

上記会議録は、枝村書記・細川書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫

余市町議会副議長 11番 白 川 栄美子

余市町議会議員 2番 吉 田 豊

余市町議会議員 3番 辻 井 潤

余市町議会議員 4番 岸 本 好 且